

○釧路市保育に関する条例施行規則

平成17年10月11日

釧路市規則第105号

改正 平成17年12月21日規則第283号

平成18年3月31日規則第56号

平成18年6月9日規則第62号

平成19年1月11日規則第1号

平成19年2月21日規則第6号

平成19年3月30日規則第37号

平成19年6月14日規則第82号

平成20年3月31日規則第23号

平成20年6月13日規則第53号

平成20年8月20日規則第56号

平成20年10月2日規則第64号

平成21年3月31日規則第24号

平成21年6月4日規則第40号

平成21年8月7日規則第47号

平成22年3月31日規則第21号

平成22年6月7日規則第47号

平成23年3月31日規則第29号

平成23年6月7日規則第43号

平成24年3月31日規則第19号

平成25年3月29日規則第16号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 市立保育所等

第1節 市立保育所（第2条・第3条）

第2節 特別保育施設（第4条・第5条）

第3章 保育所において行う保育等

第1節 保育所において行う保育（第6条—第13条）

第2節 特別保育施設への入所（第14条）

第3節 感染症等（第15条）

第4章 保育料（第16条・第17条）

第5章 特別保育事業

第1節 一時預かり事業（第18条）

第2節 休日保育事業（第19条・第20条）

第3節 延長保育事業（第21条・第22条）

第4節 特別保育料（第23条）

第6章 雑則（第24条・第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、釧路市保育に関する条例（平成17年釧路市条例第102号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 市立保育所等

第1節 市立保育所

（市立保育所の入所定員）

第2条 条例第3条の市立保育所の入所定員は、次のとおりとする。

保育所の名称	入所定員（人）
釧路市立城山保育園	75
釧路市立桜ヶ岡保育園	60
釧路市立双葉保育園	80
釧路市立治水保育園	75

鉦路市立新富士保育園	90
鉦路市立鳥取保育園	90
鉦路市立芦野保育園	75
鉦路市立音別保育園	45

(市立保育所の保育時間等)

第3条 前条の市立保育所の保育時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 保育時間 午前7時30分から午後6時30分まで
- (2) 休所日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から1月5日までの日及び12月31日

2 市長は、第15条第1号に定める感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所することができる。

第2節 特別保育施設

(特別保育施設の入所定員)

第4条 条例第4条の特別保育施設の入所定員は、次のとおりとする。

特別保育施設の名称	入所定員（人）
鉦路市立上音別保育所	20
鉦路市立徹別保育所	30
鉦路市立仁々志別保育所	30

(特別保育施設の開設期間等)

第5条 前条の特別保育施設の保育時間及び休所日は、地域の実情を勘案して市長が別に定める。

第3章 保育所において行う保育等

第1節 保育所において行う保育

(保育所において行う保育)

第6条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、保育所において行う保育は、市立保育所に入所させて行うほか、市が保育所において行う保育を委託する法第35条第4項の規定により設置された保育所に入所させて行うものとする。

2 前項の保育所の名称、入所定員及び位置は、次のとおりである。

名称	入所定員（人）	位置
鉦路頌栄保育園	60	鉦路市弥生2丁目10番28号
鉦路第1福ちゃん保育園	60	鉦路市緑ヶ岡2丁目27番2号
鉦路第2福ちゃん保育園	60	鉦路市白樺台2丁目3番8号
鉄道弘済会鉦路保育所	90	鉦路市愛国東2丁目1番11号
日本赤十字社鉦路さかえ保育園	90	鉦路市幸町11丁目1番地1
鉦路わかくさ保育園	60	鉦路市武佐4丁目26番2号
かしわ保育園	90	鉦路市紫雲台2番30号
鉦路美原保育園	75	鉦路市美原4丁目5番16号
鉦路旭保育園	90	鉦路市旭町12番2号
鉦路桂恋保育園	45	鉦路市桂恋167番地
鉦路旭夜間保育園	30	鉦路市旭町12番2号
昭和どんぐりの家保育園	60	鉦路市昭和中央5丁目6番9号
鉦路はるとり保育園	60	鉦路市武佐1丁目3番5号
鉦路風の子保育園	60	鉦路市鳥取南7丁目2番9号
鉦路ことぶき保育園	75	鉦路市寿1丁目4番4号
愛光保育園	90	鉦路市愛国西1丁目24番10号
鉦路共栄保育園	80	鉦路市若竹町4番7号
鉦路おたのしけ保育園	90	鉦路市大楽毛4丁目12番6号

(保育所への入所申込み)

第7条 条例第5条第1項各号に定める理由により保育に欠ける児童について、保育所において行う保育を希望する保護者は、入所を希望する保育所その他必要な事項を記載した

保育所入所申込書（以下「入所申込書」という。）及び市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、保育所において行う保育を希望する保護者は、入所申込書等の提出を保育所に依頼して行うことができる。

（保育所入所承諾等）

第8条 市長は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した入所申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育が困難となることその他やむを得ない理由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

- 2 市長は、保育所への入所を承諾したときは、保育所入所承諾書により、その児童の保護者及び入所させる保育所の長に通知するものとする。

- 3 市長は、保育所への入所を承諾しなかったときは、保育所入所不承諾通知書により、その児童の保護者に通知するものとする。

（保育所において保育を行う期間）

第9条 保育所において保育を行う期間は、小学校就学始期に達するまでの条例第5条第1項各号に規定する理由の期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める児童については、小学校就学後も保育所において保育を行うことができる。

（書類の提出）

第10条 保育所において行う保育を受けている児童（以下「入所児童」という。）の保護者で引き続き翌年度も保育所において行う保育を希望するものは、毎年1月20日から2月10日までの間に、所得を証明する書類その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する提出期間を変更することができる。

（保育所において行う保育の解除）

第11条 市長は、入所児童について、条例第5条第1項に規定する保育所において行う保育の基準に該当しなくなったことにより保育所において行う保育を解除し、又は条例第6条の規定に該当することにより入所を制限することとなった場合には、保育所において行う保育の解除通知書により、入所児童の保護者及び入所させた保育所の長に通知するものとする。

（入所している保育所の変更）

第12条 入所している保育所を変更しようとする入所児童の保護者は、保育所変更申込書により市長に申し込まなければならない。

- 2 第8条の規定は、前項の規定による申込みがあった場合にこれを準用する。

（届出）

第13条 入所児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 条例第5条第1項に規定する保育所において行う保育の基準に該当しなくなったとき。
- (2) 入所児童、保護者又は扶養義務者の住所又は身上に異動を生じたとき。

第2節 特別保育施設への入所

（特別保育施設への入所）

第14条 条例第4条の特別保育施設への入所手続等については、市長が別に定める。

第3節 感染症等

（感染症等）

第15条 条例第6条第1号の感染症又は疾患は、次に掲げるものとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
- (2) 前号に定めるもののほか、医師が診断した結果特に支障があると認めたもの

第4章 保育料

（保育料）

第16条 条例第7条第1項の規定により徴収する保育料（以下「保育料」という。）は、

別表第1のとおりとする。

- 2 保育料は、市長が発行する納入通知書により、指定期日までに納入しなければならない。
(保育料の免除等)

第17条 入所児童の扶養義務者が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第7条第2項の規定により保育料を免除し、若しくは減額し、又はその徴収を猶予するものとする。

- (1) 災害により著しい被害を受けたとき。
- (2) 収入に著しい変動があったとき。
- (3) その他市長が特別な事情があると認めたとき。

- 2 保育料の免除若しくは減額又はその徴収の猶予を受けようとする者は、保育料免除等申請書により、市長に申請しなければならない。

第5章 特別保育事業

第1節 一時預かり事業

(一時預かり事業)

第18条 一時預かり事業による保育サービス（以下「一時預かり」という。）は、次の保育所で行うものとする。

名称	位置
釧路市立芦野保育園	釧路市芦野3丁目10番9号

- 2 一時預かりに係る入所定員及び保育日数の基準は、おおむね次のとおりとする。

区分	条例第8条第1項の表一時預かり事業の項第1号の規定による一時預かり	条例第8条第1項の表一時預かり事業の項第2号の規定による一時預かり
入所定員	一日当たり10人	一日当たり5人
保育日数	平均週3日	1回の申請につき12日以内

- 3 一時預かりに係る保育時間及び休所日は、第1項に規定する保育所の保育時間及び休所日による。

第2節 休日保育事業

(休日保育事業)

第19条 休日保育事業による保育サービス（以下「休日保育」という。）を実施する保育所及びその休日保育に係る入所定員は、次のとおりとする。

名称	入所定員（人）	位置
釧路旭夜間保育園	15	釧路市旭町12番2号
釧路風の子保育園	15	釧路市鳥取南7丁目2番9号

- 2 休日保育に係る保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。

- 3 休日保育を行う日（以下「休日保育日」という。）は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日とする。ただし、1月1日から1月5日までの日及び12月31日を除く。

(休日保育の入所対象児童)

第20条 休日保育の入所対象児童は、次のとおりとする。

- (1) 入所児童で、休日保育日において保護者の就労等により、家庭における保育が困難となるもの
- (2) 前号に準ずる児童で、市長が認めたもの

第3節 延長保育事業

(延長保育事業)

第21条 延長保育事業による保育サービス（以下「延長保育」という。）は、市立保育所（音別保育園を除く。）で行うものとする。

- 2 延長保育に係る保育時間は、午後6時30分から午後7時までとする。
- 3 延長保育を行う日は、第1項に規定する市立保育所の開所日とする。

(延長保育の利用対象児童)

第22条 延長保育の利用対象児童は、前条第1項に規定する市立保育所に入所し、保護者の就労等により第3条第1項第1号に規定する保育時間を超えて保育を必要とする児童とする。

第4節 特別保育料

(特別保育料)

第23条 条例第9条第1項の規定により徴収する費用（以下「特別保育料」という。）は、

別表第2から別表第4までのとおりとする。

2 特別保育料は、市長が発行する納入通知書により、指定期日までに納入しなければならない。

3 特別保育料の免除等については、第17条の規定を準用する。

第6章 雑則

(実地調査)

第24条 市長は、保育所において保育を行うため若しくは特別保育事業を実施するため又は保育料その他徴収する費用を決定するために必要があると認めるときは、随時に実地調査を行うことができる。

(保育料徴収吏員証)

第25条 市長は、法第56条第10項の規定により、保育料の滞納処分を行う者（以下「保育料徴収吏員」という。）に別に定める保育料徴収吏員証を交付する。

2 保育料徴収吏員は、保育料の滞納処分のための調査、質問若しくは検査又は財産の差押えを行う場合は、保育料徴収吏員証を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の釧路市保育に関する条例施行規則（昭和62年釧路市規則第32号）、阿寒町保育所条例施行規則（平成8年阿寒町規則第17号）又は音別町保育所条例施行規則（昭和43年音別町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月1日規則第283号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第56号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月9日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年1月11日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月21日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日規則第37号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月14日規則第82号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1（4）徹別保育所及び仁々志別保育所の表備考第1項及び第2項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日規則第23号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月13日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1（4）徹別保育所及び仁々志別保育所の表備考の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年8月20日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月2日規則第64号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第24号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月4日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の釧路市保育に関する条例施行規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年8月7日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第21号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月7日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の釧路市保育に関する条例施行規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日規則第29号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月7日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の釧路市保育に関する条例施行規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月31日規則第19号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第16号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第16条関係）

保育料徴収基準

(1) 音別保育園及び特別保育施設以外の保育所

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収額（月額）		
階層区分	階層の定義		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B	A階層及び市町村民税非課税世帯		2,900	1,900	
C	1	D階層を除き、前年度の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	6,200	5,300
	2		所得割の額が5,000円未満	8,400	7,000
	3		所得割の額が5,000円以上	12,200	11,300
D	1	A階層を除き、前年度の所得課税世帯であってその所得額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円未満	15,800	13,800
	2		9,000円以上25,000円未満	23,400	20,600
	3		25,000円以上40,000円未満	30,000	27,000
	4		40,000円以上55,000円未満	34,400	33,900
	5		55,000円以上70,000円未満	42,300	36,500
	6		70,000円以上85,000円未満	43,400	37,800
	7		85,000円以上103,000円未満	44,500	39,600
	8		103,000円以上143,000円未満	52,500	40,500
	9		143,000円以上283,000円未満	59,000	41,100
	10		283,000円以上413,000円未満	61,000	41,800
	11		413,000円以上734,000円未満	80,000	42,600
	12		734,000円以上	93,700	43,200

備考

- 市町村民税及び所得税の税額並びに児童の年齢の認定は、法第53条の規定による保育所運営費国庫負担金の交付要綱による。この場合において、C階層における所得割の額を計算するときは、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 次に掲げる世帯のうちB階層に属するものについては、この表の規定にかかわらず、

徴収額は0円とする。

- (1) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者のいる世帯
 - (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者のいる世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者のいる世帯
 - (6) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 3 里親（法第6条の4第1項に規定する里親をいう。以下同じ。）に委託されている児童については、この表の規定にかかわらず、徴収額は0円とする。
- 4 B階層からD階層までの世帯であって、保育所若しくは次に掲げる施設に在籍し、又は法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「入所等児童」という。）が同一世帯に2人以上いる場合において、当該入所等児童のうち年齢が最も高い児童（該当する児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。以下「第1年長児童」という。）以外の児童のうち、年齢が最も高い児童（該当する児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。以下「第2年長児童」という。）が音別保育園及び特別保育施設以外の保育所に在籍する場合の徴収額は、この表により算定された徴収額に2分の1を乗じて得た額とし、第1年長児童及び第2年長児童以外の児童の徴収額は0円とする。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
 - (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園
 - (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部
 - (4) 法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部
- 5 月の途中で保育の実施を行い、又は月の途中で保育の実施を解除した場合において、これらにより世帯に係る保育料に変更が生じたときは、その月の保育料は、その月の現日数を基礎として日割計算によるものとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 第3条第2項の規定により臨時に休所した日（第6条第2項に規定する保育所が、市の要請に応じて第3条第2項に規定する理由により臨時に休所した日を含む。以下「臨時休所日」という。）がある月の保育料（当該臨時休所日を設けた保育所に入所する児童に係る保育料に限る。）は、その月の現日数からその月の休所日（第3条第1項第2号に規定する休所日をいう。以下同じ。）を差し引いた日数を基礎として日割計算によるものとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 第5項に規定する場合において、その月の保育の実施を受けていた期間に臨時休所日があるときの保育料（当該臨時休所日を設けた保育所に入所する児童に係る保育料に限る。）は、同項の規定による保育料について、当該期間の現日数から当該期間の休所日を差し引いた日数を基礎として日割計算によるものとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 音別保育園

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収額（月額）	
階層区分	階層の定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯	円 0	円 0

B	A階層及びD	市町村民税非課税世帯	0	0
C	1階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	5,000	3,500
		所得割の額が5,000円未満	6,000	4,500
		所得割の額が5,000円以上	6,500	5,000
D	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得額の区分が次の区分に該当する世帯	2,000円未満	7,000	5,500
		2,000円以上8,000円未満	8,500	7,000
		8,000円以上15,000円未満	9,000	7,500
		15,000円以上30,000円未満	9,500	8,000
		30,000円以上45,000円未満	10,000	8,500
		45,000円以上60,000円未満	11,000	9,500
		60,000円以上75,000円未満	13,000	11,000
		75,000円以上90,000円未満	15,000	12,500
		90,000円以上113,000円未満	17,000	14,100
		113,000円以上143,000円未満	19,000	15,500
		143,000円以上173,000円未満	21,000	17,000
		173,000円以上	23,000	18,500

備考

- 市町村民税及び所得税の税額並びに児童の年齢の認定は、法第53条の規定による保育所運営費国庫負担金の交付要綱による。この場合において、C階層における所得割の額を計算するときは、地方税法附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 児童の属する世帯の階層の認定に当たっては、その世帯が次表の左欄に掲げる基準に該当する場合においては、この表の規定にかかわらず、それぞれの右欄に掲げる階層として認定するものとする。

徴収金額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	C2階層
C2階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯	C3階層
C3階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯	D1階層
D1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯	D2階層

- 里親に委託されている児童については、この表の規定にかかわらず、徴収額は0円とする。
- C1階層からD5階層までの世帯であって、入所等児童が同一世帯に2人以上いる場合において、当該入所等児童のうち第1年長児童以外の児童が音別保育園に在籍する場合の徴収額は、この表により算定された徴収額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 月の途中で保育の実施を行うとき又は月の途中で保育の実施を解除したときの保育料は、その月の現日数を基礎として日割計算によるものとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 臨時休所日がある月の保育料は、その月の現日数からその月の休所日を差し引いた日数を基礎として日割計算によるものとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 第5項に規定する場合において、その月の保育の実施を受けていた期間に臨時休所日があるときの保育料は、同項の規定による保育料について、当該期間の現日数から当該期間の休所日を差し引いた日数を基礎として日割計算によるものとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 上音別保育所

徴収額(月額)	4,500円
---------	--------

備考

- 1 入所等児童が同一世帯に2人以上いる場合において、当該入所等児童のうち第1年長児童以外の児童が上音別保育所に在籍する場合の徴収額は、この表により算定された徴収額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯及び前年度の市町村民税非課税世帯については、この表の規定（前項の規定を含む。）にかかわらず、徴収額は0円とする。
- 3 市町村民税非課税世帯の認定に当たっては、地方税法附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

(4) 徹別保育所及び仁々志別保育所

区分	徴収額
入所料	3,000円
保育料（月額）	6,000円

備考

- 1 この表において「入所」とは、それぞれ法第39条第1項に規定する保育所（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第5章に規定する基準を満たしていないものを除く。）若しくは別表第1（1）音別保育園及び特別保育施設以外の保育所の表備考第4項各号に掲げる施設に通うこと又は法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用することをいう。
- 2 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯並びに当該年度の市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯（以下「被保護世帯等」という。）の児童にあっては、この表の規定による保育料の徴収額から次の各号の区分に応じ、当該各号に定める範囲内の金額を減額する。
 - (1) 1人入所の場合又は2人以上入所している場合の最年長児童 年額20,000円
 - (2) 2人以上入所している場合の次年長児童 年額50,000円
 - (3) 3人以上入所している場合の最年長児童及び次年長児童以外の児童 年額79,000円
- 3 被保護世帯等の児童のうち次の各号のいずれかに該当する児童にあっては、前項の規定にかかわらず、この表の規定による保育料の徴収額から次の各号の区分に応じ、当該各号に定める範囲内の金額を減額する。
 - (1) 7歳から9歳までの兄又は姉（6歳に達した日の翌日以後における最初の年度の初日から9歳に達した日の属する年度の末日までのものをいう。以下この項において「兄又は姉」という。）を1人有している児童が入所している場合の最年長児童 年額35,000円
 - (2) 兄又は姉を1人有している児童が2人以上入所している場合の前号以外の児童及び兄又は姉を2人以上有している児童 年額79,000円
- 4 被保護世帯等の認定に当たっては、地方税法附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 5 保育料は、出席日数にかかわらず減額しない。ただし、保育所の都合による全月休所の場合又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく登所停止若しくは所長の許可を得た休所で全月にわたる場合は、これを減額する。

別表第2（第23条関係）

一時保育料徴収基準

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収額（日額）	
		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層を除く世帯	1,600	1,000

別表第3（第23条関係）

休日保育料徴収基準

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収額（日額）
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国	円

	残留邦人等支援法による支援給付受給世帯	0
B	A階層及びC階層を除く世帯	0
C	A階層を除き、前年分の所得税又は前年度分の市町村民税の課税世帯	1,000

別表第4（第23条関係）

延長保育料徴収基準

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収額（日額）
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯	円 100
B	A階層及びC階層を除く世帯	100
C	A階層を除き、前年分の所得税又は前年度分の市町村民税の課税世帯	200